

令 4 環境政策第 298 号
令和 4 年(2022 年)7 月 29 日

パシフィコ・エナジー徳山合同会社
職務執行者 松尾 大樹 様

山口県知事 村岡 嗣政

(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第 14 条第 3 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、本配慮書に対する周南市長の意見は、別添写しのとおりであり、方法書においては、この意見についての事業者の見解も記載してください。

(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、周南市において、最大で出力77,000kW程度(交流)、事業実施想定区域の面積約190.6haの太陽電池発電所を設置する事業であり、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。また、本事業は、現在、ゴルフ場として利用されている土地及びその周辺を事業実施想定区域として設定し、可能な限り現状の森林等を残置するよう努めるとしている。

一方で、本事業は太陽電池を最大22.1万枚程度設置する工事を伴うものであり、本事業実施想定区域には、特定植物群落である竜文寺樹林や巨樹・巨木林のモミが存在するほか、その南側隣地には、地域の重要な水源である錦川が流れており、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

今後、本事業計画の更なる検討に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても検討し、また、それらの経緯及び結果については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載されたい。

1 全体的事項

- (1) 本配慮書は、計画熟度が低いことを理由に、工事の実施に伴う環境影響を評価の対象としていない。今後の手続きに当たっては、太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)、機材搬入路等を含めた具体的な工事計画及び廃棄物の処理方針を明らかにした上で、最新の知見や先行事例の実績、関係自治体等の意見を踏まえて必要な評価項目の選定や調査手法の決定を行い、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 方法書の作成に当たっては、太陽電池発電設備等の配置、設置状況等について、先行事例の実績も踏まえた写真やイメージ図を用いるなど、具体的で分かりやすい記載とすること。
- (3) 今後の手続きに当たっては、地域住民等に対し、事業の実施により予想される環境影響に加え、系統連系地点までの範囲を含めた事業内容、自然災害等への対策及び定期的なメンテナンス等の維持・安全管理体制並びに事業終了後の方針等について、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在することから、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備による影響が懸念される。このため、これら設備と住居等との距離を十分に確保できるよう配置を検討するとともに、低騒音型の設備の採用等により、騒音による周辺住民への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域の周辺には、地域の重要な水源である錦川が存在しており、工事の実施に伴う濁水の発生、施設の供用に伴う表流水の増加など、水環境への影響が懸念される。このため、区域内の高低差や傾斜を把握した上で、周辺の利水状況や近年の降水量を踏まえ、雨水の河川への流入経路や水量等について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。その上で、排水設備等については適切な配置等となるよう検討するなど、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 反射光

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、太陽電池からの反射光による影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、太陽電池の可視領域はもとより、区域内の高低差や傾斜を把握し、反射光の影響の範囲を明らかにした上で、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 動植物・生態系

ア 本事業は、ゴルフ場として整備された土地に太陽電池発電設備等を設置し、除草剤を用いない管理手法を採用するものであることから、工事の実施、施設の存在及びその管理により、生息・生育環境の変化や植物相の変化など、動植物への影響が考えられる。このため、土地の改変を最小限とすることはもとより、動植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を適切な施設の管理等に反映させること。

イ 事業実施想定区域には、特定植物群落である竜文寺樹林及び巨樹・巨木林であるモミが存在することから、本事業の実施により当該樹林等への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等及び工事計画の検討に当たっては、現地調査によりその生育状況を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を行い、生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観

事業実施想定区域の周辺には主要な眺望点である緑山が存在することから、本事業の実施により緑山からの眺望景観への影響が懸念される。このため、太陽電池の可視領域を再確認した上で、緑山からの眺望景観の変化に配慮した太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。

(6) 廃棄物

工事の実施及び施設の供用に伴い発生する廃棄物について、その発生を抑制するとともに、方法書以降の図書において、影響に関する予測・評価及び環境保全措置の検討を適切に実施すること。特に、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生を抑制するとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。



周環第 740 号
令和 4 年 6 月 30 日

山口県知事
村岡 嗣政 様

周南市長 藤井 律子
(公印省略)

(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和 4 年 5 月 31 日付け令 4 環境政策第 176 号で照会がありました、計画段階環境配慮書に対する本市の環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) わかりやすい表現の工夫

現状のゴルフ場の植生や遊水池が、大部分太陽光パネルで覆われることになり、植生の減少による雨水の流出状況に大きな変化が予想される。先行事例の経験から、パネルエリアでも自生する植物も豊富で小型哺乳類の姿も見られるとされたが、太陽光パネルの下がどんな状況にあるのか、より分かりやすい説明が必要である。

土地の安定性や濁水の発生や反射光に関して、事業区域内の高低差や傾斜が把握できるような説明があればより分かりやすい。

動物・植物・生態系では文献等から周南市内に生息しているとされているものを抽出し方法書以降で事業実施想定区域から 1km の範囲の現地調査を予定していることを、景観では見え方のイメージや他の実績からの写真を示すなど、類似事業の実績からフィードバックさせて評価結果までの過程がわかりやすくなるよう工夫すること。

(3) 地元住民への説明

事業実施想定区域だけでなく、系統連系地点までの地中埋設送電線や連系開閉所、さらに主な機材・機器等の工事車両通行ルートにおける地元住民を含め、方法書以降の説明会等で、引き続き丁寧な説明に努めること。

(4) 事業終了後の再事業化について

再生可能エネルギーの太陽光による発電所を持続可能とするために、当初計画の事業終了後にパネルの更新などによって再事業化するように努めること。

2. 各論

(1) 工事の実施に関する環境要素の選定

工事計画の詳細が検討段階であることなどから、計画段階配慮事項として工事の実施に関する環境要素は選定せず、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施するとしており、方法書以降の手続きで、工事により発生する濁水についてなど、適切に実施すること。

(2) 騒音について

施設の配置計画や低騒音型施設の採用等により影響を低減できることから、計画段階配慮事項として選定しなかったが、パワーコンディショナー等の騒音を発生する施設の配置を決める段階で、近隣の民家に対する騒音影響について評価すること。

(3) 水及び地盤環境について

造成計画及び排水計画の詳細が未定であり、今後の方法書手続き以降において具体的に検討するとしているが、太陽光パネルの設置に伴い、土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することから、施設の配置を決める段階で、排水施設に関する基準及び指針に基づいて、排水路等の排水施設や防災調整池等の排水システムが十分に機能することを確認すること。

また表流水増加に伴う河川容量に対する安全性だけでなく、浸透水が減少することによる流域での井戸水や農業用水等への影響にも配慮すること。

(4) 反射光について

太陽光パネルの設置場所が、標高が周辺の住居等より高いこと及び周辺樹木は可能な限り改変しない予定であり、方法書手続き以降の現地調査等を踏まえた上で、太陽光パネルや残置森林の配置等の環境保全措置を検討するとしており、適切に実施すること。

(5) 動物・植物・生態系について

方法書以降の手続きで現地調査等において生息・生育状況等を把握し、必要に応じて、施設の配置等や土地改変の最小化等の環境保全措置を検討するとしており、適切に実施すること。

(6) 景観について

方法書以降の手続きの現地調査等において、特に緑山からの眺望景観の変化について注意し、適切に実施すること。

(7) 廃棄物について

大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画され、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

(8) その他

経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」の環境影響評価項目の選定において、太陽電池発電所に係る「参考項目」の事例に計上されていない事項であるが、住民の懸念事項として、導入する太陽光パネル等に鉛・ヒ素・セレン・カドミウム等の有害物質が含まれる可能性や、含まれる場合はそれらの土壌等への流出の可能性について、また電磁波の健康影響について、計画段階配慮事項の選定過程において明記し説明すること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を方法書以降の図書に適切に記載すること。